

## ミズーリ州ファーストステップ 親の権利に関する説明書

ミズーリ州小中学校教育部 (DESE) がは、ファーストステッププログラムが、障害をもつ個人の教育法 (IDEA) のパート C に準拠していることを確実にします。本法は、有資格のすべての子供たちが人種、文化、宗教、または支払い能力にかかわらず、早期介入サービスを受けることができるようにする法律です。当部門は、10 個のシステムポイント・オブ・エントリー (SPOEs) エージェンシーと契約を結んで、地域事務所からファーストステッププログラムの運営を図ります。

**ファーストステップにおいて両親には次の権利があります。**

文書による事前の告知.....	1ページ	記録の見直し.....	3ページ
同意.....	1ページ	調停.....	4ページ
個別の家族サービス計画 (IFSP).....	2ページ	子供に関する苦情.....	4ページ
守秘義務.....	3ページ	正当な法的審問.....	5ページ
情報の破棄.....	3ページ	教育代理サービス.....	6ページ

### 文書による事前告知

両親は、SPOE が身分証明 (適格性)、評価、子供と子供の家族に対するサービスの場所または提供を開始するか、変更することを提案するか、拒否する前の妥当な期間内に文書で告知を受け取る必要があります。当該告知は、提案あるいは拒否された措置、およびその措置についての理由を(両)親に知らせるものでなければなりません。親の権利に関する説明書が当該告知に同封されなければなりません。

当該告知は、一般市民が理解できるやり方で、この家族の母国語で書かれていなければなりません。母国語とは、通常親が使うコミュニケーションの言語または手段です。家族が手話または点字のような別のコミュニケーションの手段を使う場合は、その方法で告知を受け取る権利があります。

### 同意

同意とは、親の同意が要求されている活動に関連するすべての情報について、親の母国語またはその他の手段のコミュニケーションで、完全に知らされており、同意が要求されている活動を実行することを理解するとともに書面で同意を与え、且つ同意を与えることは自発的であり、いつでも撤回できることを理解していることを意味します。両親が同意を撤回する場合、それは同意が撤回される前にあった措置には適用されません。

親の文書による同意は、下記が行われる前に取得されなければなりません。

- 子供の評価とすべての査定が行われる。
- 子供や家族に対してサービスが提供される。
- 公営保険 (ミズーリ州ヘルスネット/メディケイド) または民間保険が使われる。
- ファーストステップ以外から個人の身元を証明する情報を共有または要請する。

親が子供の評価/初期評価のために同意を与えると、医療やその他の記録が適格性を認めない限り、評価は少なくとも2人の専門家によって行われ、彼らは子供の履歴を取り、他のソースから情報を収集し、医療記録、教育記録やその他の記録を確認し、評価装置を管理し、各発達領域で子どもの機能 (適応行動、コミュニケーション、認知、身体的 (視聴覚を含む) および社会的/感情的) を識別します。この同意はまた、医療やその他の記録が適格性を認めない限り、有資格の子供のため

に、初期の個別の家族サービス計画 (IFSP) の準備、各発達領域における独自の強みとニーズ (適応行動、コミュニケーション、認知、身体的および社会的/感情的) を識別するための子供の初期評価、および子供の観察や子供の評価を見直しなどを含まれます。

親が子供の継続的な評価のために同意を与えると、医療やその他の記録が適格性を認めない限り、評価は少なくとも 2 人の専門家によって行われ、彼らは子供の観察や子供の評価の見直しを含む各発達領域 (適応行動、コミュニケーション、認知、身体的 (視聴覚を含む) および社会的/感情的) の情報を収集します。

障害をもつ子供の両親は、いつでも子供または家族のためのサービスを受けたり、拒否したりできます。両親は一旦サービスを受けた後でも、他のサービスに影響を与えることなくそのサービスを打ち切ることができます。

同意が与えられない場合、SPOE は利用可能である評価と査定またはサービスを説明し、同意が与えられなければ、子供が評価と査定またはサービスを受けることができないことを親に理解させなければなりません。

同意が与えられない場合、SPOE は親の決定に異議を申し立てることはありません。しかしながら、親の同意が得られず、それがミズーリ州法のもとで養育義務の怠慢と考えられる場合は、州法により要求されるように適切な当局に報告書が作成されます。

### 個別の家族サービス計画 (IFSP)

紹介後45日以内に、IFSPの作成のためにそれぞれの有資格の子供と家族のための会合が開かれる必要があります。IFSP は年間計画のための書類であり、少なくとも6ヶ月ごとに見直しされます。IFSPは、子供の現在の発達段階、お子様と家族の成果、進歩の測定方法、提供されるサービス、サービスのための支払いの取り決め、子供がファーストステップに加入している期間中の推移についての話し合い、および3歳でファーストステップを終了する際の話し合いなどを含まれます。

### 守秘義務

ファーストステップ プログラムは、子供と家族の情報を収集し、プログラムに紹介されたすべての子供に関する書類および電子記録を保持します。情報は、家族、プロバイダ、および子供についての知識があると両親が認定した他者から集められます。紹介、加入受付、適格性の決定およびIFSP プロセスにおいてこの情報が利用されます。SPOE は、情報の収集、保持、利用、保管、開示、および破棄の段階での個人が特定されるデータ、情報、記録について守秘義務があります。

個人が特定される情報が、ファーストステップのシステム以外で他者と共有される前に、文書によるの同意が必要となります。ファーストステップシステムは、SPOE スタッフ、子供のサービス・コーディネーター、子供のプロバイダ、中央会計室、DESEを含みます。

### 情報の破棄

SPOE はファーストステップに付託された子供に関する文書記録と電子記録を保管します。子供の文書記録は子供がもはや早期介入サービスを受ける必要がなくなった時点から少なくとも3年間はSPOEで保管され、その後子供の文書記録は破棄されます。記録がサービス提供のためにもはや必要がなくなった後、親はいつでも子供の文書記録を破棄するように書面で要請することができます。しかしながら、子供の名前、誕生日、親の住所と電話番号、サービス・コーディネーターおよびプロバイダの名前、子供のIFSP、プロバイダの進捗記録と导出数据を含む電子記録は、ファーストステッププログラムにより無期限に保持されます。

## 記録の見直し

ファーストステップ プログラムに記録がある子供たちの両親は、子供および子供の家族についてのすべての記録を見直すことができます。この中には、評価、査定、適格性決定、IFSP、子供に関する個人の苦情、または子供の記録内にあるその他すべてに関する文書および電子記録を含みます。

**SPOE** は、親が記録のアクセスを要請後、**IFSP** 会合または審問の前、暦日で **10** 日以内に、遅延なくその要請に返答しなければなりません。

両親には次の権利があります。

- 子供の記録についての説明を要求するとき**SPOE** からの返答をもらう。
- **SPOE** に子供の記録のコピーを提供するように要請する。
- 親が選んだ人物に子供の記録を見直しさせる。

子供の早期介入サービスの文書が一人以上の子供の情報を含んでいる場合、それらの記録にアクセスする両親は自分たちの子供に関する情報のみを検査し、見直し権利があります。

**SPOE** は、親が親権、里親、後見人、別居、および離婚などのような問題を支配する法律のもとで権限がないことを示す文書の提示がなければ、親が子供に関係する記録を見直し権利があると想定します。

**SPOE**は、ファーストステップ システムの担当者がアクセスする場合を除いて、誰が文書記録にアクセスしたかを人物の名前、アクセスが許された日付、記録にアクセスする目的などを含む文書で記録しなければなりません。両親は、要請することで、ファーストステップにより使われた記録の種類や場所を示す一覧表を受取ることができます。

**SPOE** は、記録のコピーのために料金を請求できますが、その料金は、両親がそれらの記録を見直しことを妨げない場合のみに限定されます。**SPOE** は、情報の検索や情報収集のための料金は請求できません。**SPOE** は、各 **IFSP** 会合後できるだけ早く、評価、子供の査定、および **IFSP** のコピーを両親に無料で、提供しなければなりません。

子供の記録の情報が、不正確、誤解を招く、または守秘義務や子供または親の他の権利に違反すると考える親は、**SPOE** がその情報の変更をするように文書で要請することができます。**SPOE** は、変更要請を受け取った後妥当な期間内に情報の変更をするかどうか、決定しなければなりません。**SPOE** が情報の変更を拒否する場合、**SPOE** は親にその拒否について、また親には審問の権利があることを知らせなければなりません。

**DESE** は、要請があれば、情報が正確であり、守秘義務や子供または親の他の権利に違反していないことを保証するために、子供の記録の情報に異議を申し立てる審問の機会を両親に提供しなければなりません。親は **DESE** に連絡することにより、正当な法的審問を要請することができます。

審問の結果として、子供の記録の情報が不正確、または守秘義務や子供の他の権利に違反するという判決が下された場合は、**SPOE** はその情報を変更して、文書でその旨を両親に知らせなければなりません。

審問の結果として、子供の記録の情報が正確であり、守秘義務や子供の他の権利に違反していない判決が下された場合は、**DESE** は審問の決定に反対する理由の声明文を記録内に挿入する権利

があることを両親に知らせなければなりません。お子様の記録内に挿入された声明文は、記録が保管される限り子供の記録の一部として **SPOE** により保管されなければなりません。子供の記録または記録の中で異議を申し立てられた箇所が、**SPOE** により共有された場合、声明文もまた共有されなければなりません。

## 調停

親と **DESE**、**SPOE** またはプロバイダは、いつでも、意見の相違について和解するために調停を使う機会が提供されます。調停に興味がある両親は **DESE** に要請書を提出すべきです。

調停を要請する文書には下記が含まれなければなりません。

- 調停を要請する人物の名前および連絡先情報
- 子供の名前および住所
- 調停が子供に関する苦情か適正手続きに関係するかどうかの表示
- 問題の説明
- 当該問題を解決するための提案

調停とは:

- 全当事者が自発的に行う。
- 正当な法的審問に対する親の権利を否定したり、遅延したり、また **IDEA** のパート **C** の下でのその他の権利を否定するために使われない。
- 効率的な調停の技法の訓練を受けた有資格で公平な調停者により実行される。公平な調停者は、**DESE**、**SPOE** または子供にサービスを提供するプロバイダの従業員ではありませんし、利害の対立があるべきではありません。調停者として選ばれた人物は、調停者が **DESE** により雇用されたからといって **DESE**、の従業員ではありません。

調停サービスは両親には無料で提供されます。親と **DESE** は、調停を利用することに合意し、**DESE** が保持する有資格の調停者のリストから選ばれた公平な調停者を使わなければなりません。

調停は、親と **DESE**、**SPOE** またはプロバイダが同意する調停者と場所を選んでから **15** 日以内に予定されなければなりません。調停プロセスの間に交わされる話し合いは秘密であり、その他の正当な法的審問または連邦裁判所または州裁判所の民事手続きで証拠として使われてはなりません。調停は、調停を行うという決定から **30** 日以内に完了されなければなりません。

親またはその他の当事者と調停に来ることができる人たちは、両当事者が許可をしない限り、**3** 名までとします。弁護士は、調停セッションに参加したり、出席したりすることは許されています。親は擁護者により付き添われることができます。

調停のプロセスで両当事者により達した合意は、法的に拘束力がある調停合意書に記載されなければなりません。合意者は、調停中に行われた話し合いは秘密であり、正当な法的審問または民事訴訟に後日使われることができないことを記載します。合意書は、親と **DESE** またはエージェンシーを拘束することができる **SPOE** またはプロバイダの代表者の両方により署名されなければなりません。当該合意は、法的能力を有する管轄権の州裁判所または米国の地方裁判所で強制執行可能です。

## 子供に関する苦情

**DESE**、**SPOE** またはプロバイダが、州法または連邦法、あるいは **IDEA** のパート **C** の規則に違反したと信じる人物または団体は、子供に関する苦情書に署名して **DESE** に提出することができます。

子供に関する苦情の文面は次の内容を含む必要があります。

- DESE、SPOE またはプロバイダが、IDEA のパート C の要件に違反したという声明
- 声明が基となっている事実
- 苦情を提出する人物の署名と連絡先情報

当該苦情が特定の子供に関する場合は、子供に関する苦情の文面はまた次の内容を含む必要があります。

- 子供の名前と住所
- 子供にサービスを提供するプロバイダの名前
- 問題に関係する事実を含む問題の描写
- 当該問題を解決するための提案

当該苦情は、苦情の受付日の前一年以内に発生した違反に関するものでなくてはなりません。

苦情を提出する人物は、苦情が DESE に提出されると同時に当該苦情書のコピーを SPOE または子供にサービスを提供するプロバイダにも送付しなければなりません。苦情を提出する人物は、苦情についての追加的情報を口頭または書面で提出する機会があります。

DESE、SPOE またはプロバイダは、当該苦情に返答する機会があります。また親と DESE、SPOE またはプロバイダが自発的に調停に参加する機会もあります。

苦情は、両親、プロバイダ、または情報をもつその他の人物をインタビューすることを含んだすべての関連情報を見直して調査が行われます。DESE が必要と決定した場合には、現場の調査も行われます。事実の認定、結論、および DESE、SPOE またはプロバイダが、IDEA のパート C の規則に違反したかどうかに関する DESE の最終決定の理由が書かれた決定が、苦情を提出してから暦日で 60 日以内に苦情に関与するすべての当事者に送付されます。特別の状況が存在する場合、また両親と DESE、SPOE または関与するプロバイダが調停に参加するための時間の延長に同意する場合のみ、暦日で 60 日以内の期限は延長されます。

DESE、SPOE またはプロバイダが違反をしていると認められた場合、DESE は必要に応じて、受けられなかったサービスの埋め合わせ、金銭的払い戻し、または子供のニーズを満たすその他の活動、および障害を持つ子供たちの家族すべてのためのサービスを将来的に提供することを含めた違反の是正方法を説明しなければなりません。

当該苦情書が受領され、それがまた正当な法的審問の主題でもある場合、あるいはその審問の一部である複数の問題を含む場合、DESE は正当な法的審問で対処される苦情の部分は、審問の結果が判明するまで調査しません。しかしながら、苦情の問題が正当な法的審問の部分でない場合は、暦日で 60 日以内に調査されなければなりません。

子供に関する苦情の問題がすでに、同じ当事者に関与する正当な法的審問で決定されている場合、審問での決定が当該問題を支配し、DESE は苦情を提出する人物にその決定について告知しなければなりません。DESE、SPOE またはプロバイダが正当な法的決定に準拠していないと申し立てる苦情は、DESE が調査を行う必要があります。

### 正当な法的審問

両親と DESE は、意見の相違を正当な法的審問と呼ばれる手順を踏んで解決する権利があります。正当な法的審問を始める前に、当該問題を描写する書面での要請が DESE に提出されなければなりません。

正当な法的審問を要請する文書には下記が含まれなければなりません。

- 正当な法的審問を要請する人物の名前および連絡先情報
- 子供の名前および住所
- 意見の相違についての説明
- 意見の相違を解決するための提案

正当な法的審問の要請書は、要請日の前一年以内に発生した意見の相違を含まなければなりません。

正当な法的審問は両親に都合のよい時間と場所で実行されなければなりません。DESE は、親からの正当な法的要請を受領後 30 日以内に正当な法的審問を完了し、各当事者へその決定が郵送されることを確実にしなければなりません。審査官は当事者のどちらからの要請で 30 日を超過して延長することができます。

審問はDESEにより支払いを受ける公平な審査官により行われます。審査官は初期介入サービス、パートC の必要条件、有資格の子供やその家族のニーズについて知っていなければなりませんし、DESE、SPOE、または子供へサービスを提供するプロバイダの従業員であってはなりません。審査官は、審査官が公平な決定を行う能力に影響を与える利害関係をもっていないはなりません。審査官は子供の世話に関わるエージェンシーの従業員でないものとします。審査官は、審査官が正当な法的審問を開催するために当部門により支払いを受けているからといって、DESEの従業員ではありません。審査官は、関与する当事者の説明に耳を傾け、提出された情報を検討し、当該問題についての決定を下し、文書でその決定を知らせます。

正当な法的審問に関与する親には、次のような権利があります。

- 両親を代表する弁護士を起用すること、および障害を持つ子供たちのための特別の知識、または初期介入サービスのトレーニングを受けた個人を審問に参加させる。
- 証拠を提出し、証人に対峙したり、反対尋問をしたり、証人の出席を要請する。
- 審問の前少なくとも5日前に親と共有されなかった証拠は除外する。
- 一語一句の審問を書き写した文書記録または電子記録を無料で取得する。
- 書面での事実の認定を含む最終決定のコピーを無料で取得する。

正当な法的申し立てが子供の継続的サービスに関わる場合、親、DESE、SPOE、またはプロバイダにより他の取り決めがない限り、子供は親が正当な法的審問を要請した時点で提供されるIFSPのサービスを継続して受けます。正当な法的申し立てが初期サービスに関わる場合、子供は合意されているサービスを受ける必要があります。

親またはDESEが正当な法的最終決定に合意しない場合、当事者のどちらかは州裁判所または連邦地方裁判所へ上訴する権利があります。

### 教育代理サービス

子供が州の被後見人である場合、または特定されることができ、あるいは探すことができる両親をもっていない場合、当該子供には、教育代理に対する権利があります。教育代理は、子供の評価と査定、IFSPの作成と検討、継続したサービスの提供、およびIDEAの下で設立されたその他の権利で子供の代理を務めるものです。

SPOEは、子供のために教育代理が必要であるかどうかを決定し、DESEに教育代理の要請を提出しなければなりません。教育代理の予約は、子供の近くに住む認可された代理人のグループから

DESEが行うものとします。DESEは、子供が教育代理を必要とするとSPOEが決定した後30日以内に教育代理が配属されることを確実にするために適切な努力を払わなければなりません。

州の被後見人または養護施設に入っている子供たちのために、SPOEは、子供の世話を担当しているエージェンシーと話さなければなりません。州の被後見人である子供の場合、教育代理は子供の件を扱っている判事により選ばれるかもしれません。

選ばれた教育代理は、彼らを代表する子供の利害と対立があってははいけませんし、子供を代表する知識と技能を持ち合わせていなければなりません。教育代理は、州のエージェンシーの従業員であってははいけませんし、子供にサービス、教育、世話を提供するプロバイダやまたは子供の家族の一員であってはいけません。教育代理の資格のある人物は、教育代理であるために当部門により支払いを受けているからといって当部門の従業員ではありません。教育代理は、IDEAのパートCの下ですべての面で両親と同じ権利もっています。

ファーストステップ プログラムについての詳細情報は、ファーストステップのウェブサイト：  
<http://dese.mo.gov/special-education/first-steps> をご覧になってください。

ファーストステップの親の権利についての詳細情報は：  
あなたのサービス コーディネーターにご連絡ください。

SPOEオフィスのダイヤルフリー番号：  
**1-866-583-2392**までお電話ください。

DESEオフィスの連絡先：  
**Office of Special Education (特殊教育室)**  
**P.O. Box 480**  
**Jefferson City, MO 65102-0480**  
**(573) 751-5739; ミズーリ州リレー 1-800-735-2966 TDD**

小中学校教育部は、そのプログラムや活動において人種、皮膚の色、宗教、性別、出身国、年齢、または障害を基に差別をしません。当部門が提供するプログラムおよびサービスの場所、活動、および障害者がアクセス可能な施設に関連する問い合わせは、Jefferson State Office Building, Office of the General Counsel, Coordinator – Civil Rights Compliance (Title VI/Title IX/504/ADA/Age Act), 6<sup>th</sup> Floor, 205 Jefferson Street, P.O. Box 480, Jefferson City, MO 65102-0480 へ宛てた手紙で、または電話 573-526-4757 あるいは TTY 800-735-2966、e メール [civilrights@dese.mo.gov](mailto:civilrights@dese.mo.gov) までご連絡ください。